

障害者自立支援給付支払等システム事業者説明会質疑事項

(平成19年8月1日現在)

	質疑	回答
パソコン・回線の環境関係	1・現在、Windows2000を使用しているが、WindowsXPでなければ使用できないのか。 また、WindowsVistaは使用できないのか。	・Windows2000(Service Pack4)については検証の結果、使用できることとなりました。また、WindowsVistaは現在検証中ですが、平成19年10月時点では使用できません。
	2・オフィス2007は近々、使えるようになるのでしょうか。OSはXPです。 現在、事業所には、オフィス2007のパソコンしかありません	・Microsoft Office Excel 2007について使用できるか検証中ですが、平成19年10月時点では動作の保障はできません。
	3・エクセル2000、2002は使用可能か。	・Excel2000(Service Pack3)、Excel2002(Service Pack3)に対応しております。
	4・現在、介護保険の請求に使用しているパソコンを使用してもよいか。	・介護保険で使用しているパソコンを使用することも可能ですが、パソコンの動作環境の条件を満たしていることが条件となります。 介護保険ではウイルスソフトの常駐を一旦解除して伝送していただいておりますが、障害者システムではインターネットに接続するため、ウイルスソフトを起動する必要があります。そのため介護・障害と送信の都度、設定変更が必要となります。
	5・市販のシステムを使っていますが対応できるのでしょうか。	・市販の事業所業務管理ソフトでインタフェース仕様書に基づき作成したデータであれば簡易入力システムに取り込んでデータ送信することは可能ですが、事前に開発ベンダと支払等システムとのデータ授受が問題なく行えることを確認するため接続試験が必要となります。
	6・パソコンの動作環境について、請求用のパソコンは、Intel(R)Celeron(R)M 1.73GHz ですが、このパソコンで請求事務は可能でしょうか。	・CPUはPentium4 1.5GHz以上を推奨していますが、Celeronであっても使用できますが、処理速度が低下する可能性があります。
	7・介護保険でISDN回線を使用しているが、インターネット請求する際には、プロバイダの加入が必要となるのか。	・インターネットを利用するためプロバイダの加入が必要となります。
請求・支払処理関係	8・国保連への請求は、電子請求のみののか、紙(帳票)での請求はできないのか、伺いたい。 年間1件程度の利用であり、事業所としてシステム設置、維持費に経費がかかることから紙(帳票)での請求も認めてもらいたい。	・事業所からの請求については、請求省令においてインターネットを使用して行うこととされており、紙または磁気媒体での請求は認められておりません。また、パソコン等の設置が困難な事業所に対しては、代理請求の仕組みを利用することができます。
	9・道外の実給者の請求はどのように行えばよいか。	・道外の実給者についても、道内の受給者と同様に共同受付センターへ請求情報を送信していただけます。
	10・国保連説明会で、説明会資料P46の給付費の請求及び受領に関する届を送って下さいと説明があったが、インターネット(メール)ではなく郵送で提出するのか。	・「給付費の請求及び受領に関する届」用紙を事業所へ郵送しますので、必要事項を記載の上、郵送で提出していただけます。
	11・請求取下げの件で10日を過ぎてから誤りを発覚し、訂正したい場合はどうするのか。	・請求の取下げは受付期間中(毎月10日まで)のみ可能で、10日を過ぎた場合は翌月の処理となります。
	12・オンラインで請求し、市町村で処理する時間が短縮となっているのに、請求書等提出の締切が10日のままなのはなぜか。	・介護給付費等の請求に関する省令に「介護給付費等の請求は、各月分について翌月10日までにに行わなければならない。」とされており、また、インターネット請求を行うことにより、事業所への支払日を早めて支払いできることとなります。
	13・実際の処理の際に入力のトラブルなどで、次の画面へ進めなかったり、困った事があった場合のサポートデスク、コールセンターなど窓口へはどこへ電話したらよいか。	・ヘルプデスクが設置される予定です。
	14・インターネットに接続しているパソコンにトラブルがあった場合に他のパソコンで代用ができるのでしょうか。	・他のパソコンに簡易入力システムと電子証明書をダウンロードしていただければ使用が可能です。電子証明書については、再度、発行手数料は発生しないと思われませんが、詳細について確認中です。
	15・毎月10日までに送信することになるが、請求遅れがあった場合どうなるか。	・支払等システムについては全国共通に処理を進めていくこととなるため、10日までに請求できなかった場合は翌月に請求していただくこととなります。
	16・上限管理事業所(他事業所)が上限管理に誤りがあったということで修正が必要となった場合はどうなるか。	・受付期間中(10日まで)であれば、請求データを取下げしていただき、正しい請求データを送信していただけます。 取下げが間に合わず請求データが返戻になった場合は、翌月に正しい請求データを送信していただけます。また、返戻されなかった場合は、事業所から市町村に連絡していただき市町村から送信される過誤申立により請求データを取下げしていただくこととなります。
	17・現在、実績記録票などに用いられている利用者確認印による証明は電子請求ではどのように扱われるのか。 また、実績記録票の写しを市町村に提出する必要はないのか。	・実績記録票の押印による利用確認はこれまで同様であり、それをもとに請求情報を入力することとなります。 なお、その実績記録票は市町村へ提出の必要はなく、運営指導監査の際に確認をすることとなります。

障害者自立支援給付支払等システム事業者説明会質疑事項

(平成19年8月1日現在)

	質疑	回答
簡易入力システム関係	18 デモ版が動作すれば、本番においても問題ないと考えてよいのか。	・動作環境を満たしているパソコンが条件となりますが、デモ版では全ての作業を行えるものではないため、本番で必ず動作するとは限りませんが、ほぼ問題はありませぬ。
	19 ・1事業所内で事務職員3人がそれぞれパソコンを使用している場合、3人同時に簡易入力システムを使用できるか。	・複数のパソコンでそれぞれ簡易入力システムにて請求情報を作成し、その情報を一つにまとめて取り込むことができませんので、1台のパソコンで請求情報を作成し、送信していただくこととなります。このシステムは小規模事業所に使用していただくことを想定した無償で提供される簡易的なシステムであるため、機能が限られております。 また、代理請求する場合についても、代理人が1台のパソコンで各事業所分の請求情報を作成し、送信していただきます。
	20 ・請求等の作業は事業所で1台しか使用することができないのか。	・上記と同じ。
	21 ・インターネットを使用するパソコンと請求システムを作るパソコンが別々になっている場合、簡易入力システムのダウンロード、電子証明のダウンロードをMO、または、フロッピー、CD等に落としてデータを別のパソコンで作成し、それをさらにインターネットの使用できるパソコンで送信することはできますか。	・簡易入力システムはエクセルのマクロ機能を使用しておりディスク上で起動することができないため、FDやCD等に落としたデータを別のパソコンに移動することができません。
	22 ・簡易入力システムでは請求書は自動計算がされるのでしょうか。また、利用者負担の計算も可能でしょうか。	・請求書については、明細書を登録していただくことにより自動的に作成されます。また、利用者負担額についても単位数等を入力すると自動的に表示されます。
	23 ・簡易入力システムデモ版は練習用と考えて良いのか。	・10月の本番移行を円滑に行うため、操作を体験していただくものです。
	24 ・簡易入力システムデモ版はあくまでもデモ版とのことだが、マスター入力では本番でもそのまま移行されるような仕様とならないのか。入力する時間的な問題で早期に入力しておきたい。	・簡易入力システムのデモ版で作成したデータを本番に移すことはできません。
	25 ・現在運用しているデータベースを利用出来るようシステムにインポート機能をつけてほしい。	・簡易入力システムでは、対応しておりませぬ。
	26 ・入力したデータを利用したいのでエクスポートの機能をつけてほしい。	・簡易入力システムでは、対応しておりませぬ。
	27 ・簡易入力システムにより請求を行うのか。	・請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信することが可能です。また、他のシステムで作成したデータを取り込み、送信することも可能です。
28 ・現在使用している市販のシステムでは、代理受領した場合の受給者への領収書が出力できるが、簡易入力システムでは対応しているか。	・簡易入力システムでは、対応しておりませぬ。	
29 ・市販の入力システムと簡易入力システムとではどういった面が違うのか、購入する場合金額はどのくらいか。	・市販の入力システムについては、メーカーにより内容や金額が異なりますので、各メーカーに問い合わせてください。なお、簡易入力システムは無償で提供されます。	
代理請求関係	30 説明会では、複数の事業所を持つ事業所が本社でまとめて請求を行いたい場合に本社を代理人として請求を行うことができると説明を受けました。 センターは、「センターA学園」、「センターB学園」、「センターC学園」と三つの施設の複合施設です。 この施設は公立であるため、代表者は三つの学園とも「市長」です。請求者も「市長」です。 なお、三つの学園の給付費関係事務は「センター管理係」が担当しております。 電子証明書はそれぞれの学園で取得しなくてはならないのか。 請求はどのような方法をとればよいのか。 (それぞれの学園で電子証明を取得し請求するのか、管理係が代理人として一つの電子証明書を取得し請求できるのか)	代理請求を行うのであれば、電子証明書は一箇所が取得することとなります。例えば代理人をA学園とした場合、電子証明書はA学園のみ取得し、B学園及びC学園は取得する必要はありません。 代理人として電子証明書を取得したパソコンから全学園分の請求データを作成・送信していただきます。各学園ではなく地方自治体でも代理人になれるため、市が3学園の代理人として電子証明書を取得し請求できます。
	31 ・代理請求した場合について、給付費の振込先は、代理人にまとめて振込されるのか。もしくは各事業所に振込されるのか。	・各事業所から提出していただく「給付費の請求及び受領に関する届」に記載された口座に支払しますので、各事業所単位で支払することが可能です。
	32 ・同一法人内でショートステイ、グループホーム、就労継続、就労移行の事業を実施している場合、ショートステイを行っている事業所がグループホーム、就労関係事業所の代理人請求を行うことができるのでしょうか。 就労C 代理人A(SS) B(GH)	・問題ありません。

障害者自立支援給付支払等システム事業者説明会質疑事項

(平成19年8月1日現在)

	質疑	回答
代理 請求 関係	33 事業所番号を持っていないと代理人となれないのか。	事業者番号を持っていないでも代理人となることが可能です。
	34 代理請求について 証明書の発行手数料は、あくまでも事業所数分となるのでしょうか。(＠2,700円×事業所数?) 代理人申請を行い、その後事業所毎の請求に戻すことができますか。	代理請求を行うのであれば、電子証明書は代理人一箇所が取得するとなります。 代理請求申請書において解除することが可能です(委任終了年月の報告)。委任終了年月の翌月から各事業所が請求できるように電子証明書の発行手続が必要となります。
	35 当法人では、旧法知的通勤寮、共同生活援助、就労移行支援事業を運営している (1)法人としてまとめて代理請求が可能か。 (2)、それぞれに請求する場合、法人から、それぞれからの委任契約が必要となるか。	(1)代理請求することは可能です。 (2)それぞれの事業ごとに請求する場合であっても、請求者が法人代表者であれば提出の必要はありません。で法人代表者に替り施設長等名義で請求及び受領を行う場合は、連合会に対し請求・受領に関する委任状を提出していただく必要があります。
	36 多機能型事業所の場合は、A事業所(就労継続B)、B事業所(就労継続B)、C事業所(就労移行)の場合、B事業所とC事業所は代理請求申請を郵送で提出するのか。	代理請求申請については、代理人が郵送にて提出していただきます。A事業所が代理人とした場合、A事業所が代理請求申請書を作成(B・C事業所の代理請求を行うことを記載)し、提出していただきます。
電子 証明 書 関係	37 電子証明書の発行手数料はおおよそどれくらいになるのか。また、金額決定された場合はその根拠も同時に公表していただきたい。	電子証明書の発行手数料については現在検討中ではありますが、1年間で2,700円程度になる予定です。発行手数料は、障害者自立支援専用認証局を運営するための総経費を全国の事業所数で割り返して算定されます。
	38 1台のパソコンで、別法人の2事業所の請求をそれぞれするとき、電子証明書を二つ取得するというのでしょうか。	この場合、2事業所のどちらかが代理人となり代理請求を行うこととなりますので、電子証明書は代理人のみ取得することとなります。
	39 電子証明書の発行は伝送請求システム運用後初回時のみに行われるものなのか、それとも毎月の請求のたびに発行及び手数料が発生するのか。	電子証明書については、有効期限が1年間と予定されており、初回発行時に手数料が発生しますので、毎月、発行し手数料が発生するものではありません。
	40 電子証明書がなければ請求した金額が支払されないのか。	請求情報に電子証明書が添付されていない場合は、請求情報を送信できない仕組みとなっておりますので、必ず取得していただくこととなります。
その他	41 接続試験においてフェーズとはどういう意味か。	開発ベンダと支払等システムとの接続試験については、試験の範囲を段階ごとに分けて行うこととしており、その範囲・期間をフェーズ1,2,3とし実施するものです。 なお、試験の実施内容が一部変更となっておりますので、詳細につきましては国保中央会ホームページにてご確認願います。
	42 基準該当サービスは、番号がないがどのような取扱いになるのか。	基準該当事業所については、市町村において事業所番号が決定されますので、該当市町村にご確認ください。

今回の回答につきましては、現段階において示されている内容により整理したものであり、今後変更となる場合があります。